

入札・契約に係る情報

※公表基準:設計金額130万円以上の建設工事請負(公表日: 令和5年12月7日)

担当課:総務部 契約検査課

物件名称	市立第3保育所更衣室等設置工事
履行場所	藤井寺市藤井寺1丁目19-58
物件概要	○ S 造平屋建 延床面積136.84㎡ ○ 内装改修工事 一式 ○ その他付帯工事 一式
工事種別名	建築一式工事
契約方法の種類	随意契約
随意契約の根拠	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号
随契理由	別紙のとおり
契約者	(商号) (有)ADR (住所) 大阪府藤井寺市沢田1-13-8 (代表者) 代表取締役 大野 彰久
契約締結日	令和5年12月7日
履行期間	令和5年12月8日 から 令和6年2月29日
契約金額(税込)	¥3,344,000
予定価格(税込)	¥3,356,100
見積り業者名	(有)ADR

随意契約理由書

1. 工事名称：市立第3保育所更衣室等設置工事
2. 工事場所：藤井寺市藤井寺1丁目19番58号
3. 工期：契約締結日の翌日から令和6年2月29日まで
4. 契約予定業者：(有)ADR

5. 随意契約理由：

本工事については、令和5年11月17日の指名競争入札において開札を予定していたが、開札日前日までに指名業者6社中5社が入札辞退となり、応札者が1社になったため、入札を中止した。

この場合、業者の変更又は設計内容の見直しの上、再度競争入札を行うこととなる。しかし、業者の辞退理由が「予定価格の範囲内では受注できない」ということ、また「繁忙期により施工体制が取れない」ということであり、その背景として現在のコストプッシュ型の高インフレ状況や建築需要の高まっている状況が考えられ、再度入札に付しても不調のリスクは依然として高い。

再度入札では、契約までに約1カ月の期間（短縮は可能ではあるが、見積期間が短いと更に辞退を誘発する可能性が高い。）を要する。更に上記背景に鑑みるとその再度入札も成立しない可能性が非常に高い。

本工事は、保育所施設に保育士の増加や男性職員の配置などといった職場環境の変化に対応する為、更衣室の設置等を行うものである。

現在の環境が不十分な状況下であるため、保育サービス維持・向上の観点からもこの更衣室設置など最低限の労働環境を早急に改善することが求められており、令和5年度中の完成は必須であり、人事異動前には整備された状況にする必要がある為、時間的猶予は無い。

上記事情を総合的に考え合わせると、確実に令和5年度中に完成させるためには、入札に付す暇がない点（緊急性）、一度入札に付し、競争性を確保している点（競争性、公平性）、予定価格と最低制限価格の範囲内での契約が確実視されている点（経済的合理性）を実現していることから特殊性・緊急性・経済的合理性・公平性も踏まえた本市の合理的な裁量判断から、随意契約は妥当であると考えらる。

よって、本件は入札に適しないため地方自治法施行令第167条の2第1項第2号に該当するとして、先の入札時の唯一の応札者である上記業者と随意契約とするもの。